

○農林水産省令第六十九号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第一項及び第三項並びに第三条第四項第二号（同法第四条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

令和三年十二月十六日

農林水産大臣 金子原二郎

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則

（家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設）

第一条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設として農林水産省令で定める施設は、第一号及び第二号に掲げる施設とし、第三号及び第四号に掲げる施設を含むものとする。

一 搾乳施設

二 家畜の飼養の用に供する施設に付随する集乳施設

三 家畜の飼養の用に供する施設若しくは前二号に掲げる施設に附属する門又は塀

四 家畜の飼養の用に供する施設又は第一号若しくは第二号に掲げる施設内の室であつて、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するもの

(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設)

第二条 法第二条第一項の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）とし、当該施設に附属する門又は塀及び当該施設内の室であつて、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するものを含むものとする。

(建築設備)

第三条 法第二条第三項の農林水産省令で定める設備は、畜舎等に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙又は汚物処理の設備とする。

(家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者)

第四条 法第三条第四項第二号(法第四条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める者は、家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)、湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十号)若しくは家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反し、かつ、その違反を是正する見込みがないと認められる者とする。

附 則

この省令は、法の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。